解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月二十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月五日

山口県宇部市大字東須恵四〇九八―一

特定非営利活動法人やすらぎの家

清算人　有田　和子

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年二月十三日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月五日

高知県幡多郡三原村大字来栖野二七九番地

清算法人三原村来栖野土地改良区

代表清算人　沖本　光雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月二十二日開催の社員総会の決議により平成二十三年十一月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月五日

神戸市中央区港島三丁目二番

社団法人神戸タグ協会

代表清算人　南　一郎

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年一月十六日高知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月五日

高知県室戸市浮津二五番地一

室戸市土地開発公社

代表清算人　木下　恵介

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月三十一日開催の総会の決議により平成二十四年二月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月五日

福岡市東区千早三丁目一〇番四〇号

社団法人福岡県ダンプカー協会

代表清算人　岩崎　成敏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十四年三月五日

長崎市坂本一丁目一二番四号長崎大学医学部ポンペ会館

財団法人鐘韻人間科学振興基金

代表清算人　松山　俊文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月五日

千葉県市原市ちはら台南三丁目四番地一〇

特定非営利活動法人市原市介護ふれあいセンター

清算人　鈴木　幸子

解散公告（第三回）

当組合は平成二十四年一月十六日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月五日

東京都江戸川区東葛西八丁目三一番三号

東葛西土地区画整理組合

代表清算人　篠原　肇夫

配当公告

札幌市中央区北一条西一〇丁目一番地の一一

破産者　ＨＫ管理株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十一年（フ）第三〇八六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金四、八六八、五五八、四九一円

一、配当をすることができる金額

金三〇四、五九三、六九〇円

平成二十四年三月五日

札幌市中央区大通西一〇丁目ＮＹビル三階

破産管財人　磯田　丈弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市大字幸畑字唐崎四三番地の六、最後の住所青森市大字幸畑字唐崎四三番地六

被相続人　亡　佐藤　廣幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月五日

青森市長島二丁目一三番一六号かわさきビル二階　いそ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　礒　裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市浦和区常盤二丁目一六三番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区常盤二丁目一七番一三号木村ビル内

被相続人　亡　木村　典代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月五日

埼玉県さいたま市大宮区下町一―五〇まつかめビル四階　弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　誉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市今成一丁目一〇番地三四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　坏　浩司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月五日

埼玉県川越市大手町六番地五中矢ビル三階

吉野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉野　匡彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県五泉市吉沢二丁目三二四番地、最後の住所新潟県五泉市緑町四番四七号

被相続人　亡　間　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月五日

事務所新潟市中央区西大畑町五二一〇番地八八りゅーと法律税務会計事務所

相続財産管理人　弁護士　大湊　由香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市森一丁目七六九番地二〇、最後の住所富山県富山市森一丁目四番二五号

被相続人　亡　鈴木　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月五日

事務所富山県富山市千石町二丁目九番七号

今村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今村　元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県韮崎市穂坂町三ツ澤二六四八番地、最後の住所山梨県韮崎市穂坂町三ツ澤二六四八番地

被相続人　亡　横森　達郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月五日

山梨県甲府市中央一丁目八番六号今井ビル三階丸山公夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　前田　直哉